

第

4549  
号

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 8月16日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 復興特別法人税に係る加算税の取扱い

**Q**：復興特別法人税に係る加算税の取扱いが明らかにされたそうですが、どのような内容になっているのですか？

**A**：次のような内容になっています。

### 【解説】

さきごろ、国税庁から復興特別法人税に係る加算税の取扱いが明らかにされました。

内容は次のとおりです。

#### ①法人税に準用

基本的な事項（正当な理由があると認められる事実や更正があるべきことを予知してされた修正申告書の提出など）は、法人税の加算税の取扱いに準じて取り扱われます。

#### ②法人税の修正申告に伴い復興特別法人税の申告書を提出した場合

法人税の確定申告において課税標準がなかったため復興特別法人税の申告書を提出しなかった場合において、その後において法人税の修正申告書を提出する際に復興特別法人税の期限後申告をする場合は、その期限後申告に係る復興特別法人税について無申告加算税が課されます。

#### ③復興特別法人税についてゼロ申告があった場合

法人税の確定申告において課税標準がなかったため復興特別法人税の申告書の提出を要しない法人が、課税標準額をゼロとし、かつ、還付金額がない復興特別法人税の申告書を提出した場合に、税務署長が行う処分は、決定ではなく更正として扱われます。

